



発行 東京都

目次

52

条 例

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例……………（青少年・治安対策本部）…三
- 東京都消費生活条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…三
- 東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…四
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…四
- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例……………（生活文化局・福祉保健局）…三
- 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…七
- 東京都食品安全条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都薬事審議会条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…二〇
- 都道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例……………（建設局）…二二
- 東京都デパートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例……………

○性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…三

条例のあらまし

●東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一六号）

- 一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第七九号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都消費生活条例の一部を改正する条例（条例第一一七号）

- 一 薬事法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第八四号）の施行による薬事法（昭和三五年法律第一四五号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。

●東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例（条例第一一八号）

- 一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四年法律第六七号。以下「整備法」という。）の施行による私立学校振興助成法（昭和五〇年法律第六一号）等の改正に伴い、助成の対象となる私立学校の定義に幼保連携型認定こども園を加えます。
- 二 この条例は、整備法の施行の日から施行します。

●東京都私立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第一一九号）

- 一 特別支援教育の推進を図るため、東京都立水元小合学園を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一二〇号)

一 手数料の額を改定するとともに、薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正等に伴い、再生医療等製品の製造販売業の許可等に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

(例)

(一) 医薬品適合性調査申請手数料(無菌医薬品製造業の許可の区分に係るもの)
(改定)
四七、七〇〇円 ↓ 七三、六〇〇円

(二) 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料(新設) 一四六、二〇〇円

二 この条例は、平成二六年一月二五日ほかから施行します。

●東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二二号)

一 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正に伴い、規定を整備します。
二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。

●東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(条例第一二二号)

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二四年法律第六六号。以下「一部改正法」という。)の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、一部改正法の施行の日から施行します。

●大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二三号)

一 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成の対象範囲を見直すほか、規定を整備します。
二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都食品安全条例の一部を改正する条例(条例第一二四号)

一 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正に伴い、規定を整備します。
二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。

●東京都薬事審議会条例の一部を改正する条例(条例第一二五号)

一 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正に伴い、規定を整備します。
二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。

●東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二六号)

一 都内の薬物濫用拡大の状況を踏まえ、監視指導の強化を図るほか、規定を整備します。

(例)

(一) 警察職員に、新たに立入調査権を付与します。

(二) 知事指定薬物の緊急指定に係る規定を整備します。

二 この条例は、平成二七年一月一日ほかから施行します。

●薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二七号)

一 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。

●東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第二二八号)

一 薬事法等の一部を改正する法律 (平成二五年法律第八四号) の施行による薬事法 (昭和三五年法律第一四五号) の改正等に伴い、動物用再生医療等製品の販売業の許可等に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

(例)

- (一) 動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料 (新設) 三四、一〇〇円
 - (二) 動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料 (新設) 一二、四〇〇円
- 二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。

●都道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一二九号)

- 一 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令 (平成二六年内閣府・国土交通省令第二号) の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一三〇号)

- 一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二六年法律第七九号) の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行します。

●性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一三一号)

- 一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二六年法律第七九号) の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百十六号

東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) の一部を次のように改正する。

第十八条の六の二第一項中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都消費生活条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百十七号

東京都消費生活条例の一部を改正する条例

東京都消費生活条例 (平成六年東京都条例第百十号) の一部を次のように改正する。
第五十二条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二六年十一月二五日から施行する。

東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百十八号

東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例

東京都私立学校教育助成条例(昭和五十三年東京都条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「学校法人が都の区域内に設置する」を削り、「特別支援学校」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、学校法人が都の区域内に設置するもの」を加える。

附則第三項中「設置する者」の下に、「幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人を除く。)及び同法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者」を加える。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百十九号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中

同	鹿本学園	江戸川区本一色二丁目二十四番十一号	を
同	鹿本学園	江戸川区本一色二丁目二十四番十一号	に改める。
同	水元小合学園	葛飾区水元一丁目二十四番一号	

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東京都立水元小合学園の位置は、この条例による改正後の東京都立学校設置条例別表の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間において東京都教育委員会規則で定める日までの間は、葛飾区水元二丁目二十三番三号とする。ただし、この条例の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同区西水元五丁目二番一号とする。

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百二十号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

別表二十五の項中「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この項に

において「令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「規則」という。)に改め、同項イからホまでの規定中「薬事法」を「法」に改め、同項ヘ中「薬事法」を「法」に、「書換え申請」を「書換え交付申請」に改め、同項ト中「薬事法」を「法」に改め、同項チ中「薬事法施行令」を「令第一条の五及び」に、「書換え申請」を「書換え交付申請」に改め、同項リ中「薬事法施行令」を「令第一条の六第一項及び第二項並びに」に改め、同項ヌ中「薬事法第十二条第一項及び薬事法施行令」を「法第十二条第一項及び令」に、「同令第三条第三号」を「令第三条」に改め、同項ル中「薬事法第十二条第二項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十二条第二項及び令第八十条第八項」に改め、同項ヲ中「薬事法第十三条第一項及び薬事法施行令」を「法第十三条第一項及び令」に改め、同項ワ中「薬事法第十三条第三項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十三条第三項及び令第八十条第八項」に改め、同項カ中「薬事法施行令」を「令」に、「書換え申請」を「書換え交付申請」に改め、同項ヨ中「薬事法施行令」を「令」に改め、同項タ中「薬事法第十四条第一項及び薬事法施行令」を「法第十四条第一項及び令」に改め、同項レ中「薬事法第十四条第九項及び薬事法施行令」を「法第十四条第九項及び令」に改め、同項ソ中「薬事法第十二条第一項及び薬事法施行令」を「法第十二条第一項及び令」に、「医薬品の」を「医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この項において同じ。)の」に改め、同項ツ中「薬事法第十二条第二項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十二条第二項及び令第八十条第九項」に改め、同項ネを次のように改める。

ネ 法第十三条第一項及び令第八十条第二項第三号の規定に基づく医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料	1 規則第二十六条第一項第三号に規定する医薬品の製造業(以下「無菌医薬品製造業」という。)	八万八千二百円	許可申請のとき。
---	---------------	---	---------	----------

別表二十五の項ナ中「薬事法第十三条第三項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十三条第三項及び令第八十条第九項」に、

の許可の区分に係るもの	2 規則第二十六条第一項第四号に規定する医薬品の製造業(以下「一般医薬品製造業」という。)	八万三千四百円
の許可の区分に係るもの	3 規則第二十六条第一項第五号に規定する医薬品の製造業(以下「包装・表示・保管医薬品製造業」という。)	四万六千五百円
の許可の区分に係るもの	3 包装・表示・保管医薬品製造業の許可の区分に係るもの	二万三千六百円
の許可の区分に係るもの	4 一般体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの	四万九千六百円
の許可の区分に係るもの	5 包装・表示・保管体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの	二万三千六百円

を

<p>係るもの</p> <p>3 包装・表示・保管 医薬品製造業の許可 の区分に係るもの</p> <p>二万三千六百元</p> <p>に</p>	<p>改め、同項ラ中「薬事法第十三条第六項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十三条第六項及び令第八十条第九項」に、</p> <p>3 包装・表示・保管 医薬品製造業の許可 の区分に係るもの</p> <p>4 一般体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>5 包装・表示・保管 体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>四万三百円</p> <p>四万三百円</p> <p>を</p>	<p>改め、同項ム中「薬事法第十四条第一項及び薬事法施行令」を「法第十四条第一項及び令」に、「薬事法第四十一条」を「法第四十一条」に、「処方せん」を「処方箋」に改め、同項ウ中「薬事法第十四条第九項及び薬事法施行令」を「法第十四条第九項及び令」に改め、同項キ中「薬事法第十四条第六項」を「法第十四条第六項」に、「薬事法施行令」を「令」に、「薬事法第十四条第一項」を「法第十四条第一項」に、「同法」を「法」に、「1から6まで」を「1から4まで」に、「1から5までの」を「1から</p>
<p>3までの」に、「6に」を「4に」に、「四万七千七百円」を「七万三千六百元」に、</p> <p>2 一般医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>2 一般医薬品製造業 二万八千円</p> <p>3 包装・表示・保管 一万三千円</p> <p>4 一般体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの 二万八千円</p> <p>5 包装・表示・保管 一万三千円</p> <p>6 試験検査を製造所以外の施設において行う場合（他に委託して行う場合を含む。）における当該施設に係るもの（以下「外部試験検査機関に係るもの」という。1から5までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）</p> <p>2 一般医薬品製造業 五万四千五百円</p> <p>を</p>		

「十万一千八百円」を「十二万九千二百円」に、

4 一般体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの	七万一千百円に一品目につき千二百円を加えて得た金額
3 包装・表示・保管の区分に係るもの	三万八千三百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額
2 一般医薬品製造業の許可の区分に係るもの	七万一千百円に一品目につき千二百円を加えて得た金額

4 試験検査を製造所以外の施設において行う場合（他に委託して行う場合を含む。）における当該施設に係るもの（以下「外部試験検査機関に係るもの」という。1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）	三万二千六百円
3 包装・表示・保管の区分に係るもの	三万二千六百円

に、

改め、同項ノ中「薬事法第十二条第一項」を「法第十二条第一項」に、「薬事法施行

4 外部試験検査機関に係るもの（1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）	五万七千九百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額
3 包装・表示・保管の区分に係るもの	五万七千九百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額
2 一般医薬品製造業の許可の区分に係るもの	九万九千二百円に一品目につき千二百円を加えて得た金額

6 外部試験検査機関に係るもの（1から5までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。）	三万八千三百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額
5 包装・表示・保管の区分に係るもの	三万八千三百円に一品目につき三百四十円を加えて得た金額

に

を

令」を「令」に改め、同項オ中「薬事法第十二条第二項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十二条第二項及び令第八十条第九項」に改め、同項ク中「薬事法第十三条第一項及び薬事法施行令」を「法第十三条第一項及び令」に、「薬事法施行規則第二十六条第三項第一号」を「規則第二十六条第二項第一号」に、「薬事法施行規則第二十六条第三項第二号」を「規則第二十六条第二項第二号」に、「薬事法施行規則第二十六条第三項第三号」を「規則第二十六条第三項第三号」に改め、同項ヤ中「薬事法第十三条第三項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十三条第三項及び令第八十条第四項」に改め、同項ケ中「薬事法第十四条第一項及び薬事法施行令」を「法第十四条第一項及び令」に改め、同項コ中「薬事法第十四条第六項及び令第八十条第九項」に改め、同項ク中「薬事法第十四条第九項及び令」に改め、同項ク中「薬事法第十四条第十四条第六項」を「法第十四条第六項」に、「薬事法施行令」を「令」に、「薬事法第十四条第一項」を「法第十四条第一項」に、「同法」を「法」に、「四万七千七百円」を「七万三千六百円」に、「二万八千八百円」を「五万四千五百円」に、「一万三千三百円」を「三万二千六百円」に、「十萬一千八百円」を「十二萬九千二百円」に、「七萬一千百円」を「九萬九千二百円」に、「三萬八千三百円」を「五萬七千九百円」に改め、同項エ中「薬事法第十二条第一項及び薬事法施行令」を「法第十二条第一項及び令」に改め、同項エ中「薬事法第十二条第二項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十二条第二項及び令第八十条第九項」に改め、同項ア中「薬事法第十三条第一項及び薬事法施行令」を「法第十三条第一項及び令」に、「薬事法施行規則第二十六条第四項第一号」を「規則第二十六条第三項第一号」に、「薬事法施行規則第二十六条第四項第二号」を「規則第二十六条第三項第二号」に改め、同項サ中「薬事法第十三条第三項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十三条第三項及び令第八十条第九項」に改め、同項キ中「薬事法第十三条第六項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第十三条第六項及び令第八十条第九項」に改め、同項ク中「薬事法第十二条第一項及び薬事法施行令第八十条第二項第一号」を「法第二十三条の二第一項及び令第八十条第三項第一号」に改め、同項メ中「薬事法第十二条第二項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第二十三条の二第二項及び令第八十条第九項」に、「十三萬五千円」を「十四萬二千二百

円」に、「十一萬二千八百円」を「十二萬五百円」に、「六萬八千三百円」を「七萬七千二百円」に改め、同項ミ及びシを次のように改める。

ミ 法第二十三条の二の第三項及び令第八十条第三項第三号の規定に基づく医療機器の製造所の登録の申請に対する審査	医療機器製造所登録申請手数料	三萬八千二百円	登録申請のとき。
シ 法第二十三条の二の第三項及び令第八十条第九項の規定に基づく医療機器の製造所の登録の更新の申請に対する審査	医療機器製造所登録更新申請手数料	二萬九千二百円	更新申請のとき。

別表二十五の項エ及びヒを削り、同項モ中「薬事法第四十条の二第一項及び薬事法施行令第八十条第二項第三号」を「法第四十条の二第一項及び令第八十条第三項第四号」に改め、同項中モをエとし、同項セ中「薬事法第四十条の二第三項及び薬事法施行令第八十条第四項」を「法第四十条の二第三項及び令第八十条第九項」に改め、同項中セをヒとし、同項ス中「薬事法第四十条の二第五項及び薬事法施行令第八十条第二項第三号」を「法第四十条の二第五項及び令第八十条第三項第四号」に改め、同項中スをモとし、ン及びイを削り、同項ロ中「薬事法」を「法」に、「貸与業の」を「貸与業の」に、「高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料」を「高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料」に改め、同項中ろをセとし、同項ハ中「薬事法」を「法」に、「貸与業の」を「貸与業の」に、「高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料」を「高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料」に改め、同項中はをストし、スの次に次のように加える。

ン 法第二十三条の二 体外診断用医薬品製造 十二萬八千五百円 許可申

<p>第一項及び令第八十条第三項第一号の規定に基づく体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>販売業許可申請手数料</p>	<p>請のとき。</p>
<p>い 法第二十三条の第二項及び令第八十条第九項の規定に基づく体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>十二万五百円</p>
<p>ろ 法第二十三条の第二項及び令第八十条第三項第三号の規定に基づく体外診断用医薬品の製造所の登録の申請に対する審査</p>	<p>体外診断用医薬品製造所登録申請手数料</p>	<p>三万八千二百円</p>
<p>は 法第二十三条の第二項第三項及び令第八十条第九項の規定に基づく体外診断用医薬品の製造所の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>体外診断用医薬品製造所登録更新申請手数料</p>	<p>二万九千二百円</p>
		<p>更新申請のとき。</p>

別表二十五の項に及びほを次のように改める。

<p>に 法第二十三条の第二項及び令第八十条第四項第一号の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可申請手数料</p>	<p>十四万六千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>ほ 法第二十三条の第二項及び令第八十条第九項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>十三万五千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>

別表二十五の項中「薬事法施行規則」を「規則」に改め、同項中りをつとし、同項中「薬事法施行規則」を「規則」に改め、同項中ちをそとし、同項中「薬事法」を「法」に改め、同項中とをれとし、同項へ中「薬事法」を「法」に改め、同項中へをたとし、ほの次に次のように加える。

<p>へ 法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品販売業許可申請手数料</p>	<p>三万四千百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>と 法第四十条の五第四項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一万二千四百円</p>	<p>更新申請のとき。</p>

売業の許可の更新の申請に対する審査

ち 令第五条第一項及び第五項並びに第十二条第一項及び第五項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品

製造販売業を除く。

又又は製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）の許可証の書換

交付手数料

医薬品、医薬部外品又は化粧品

の製造販売業

（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）

又又は製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）の許可証の書換

交付手数料

医薬品、医薬部外品又は化粧品

の製造販売業

（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）

又又は製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）の許可証の再交付

手数料

医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業又は医療機器修理業の許可証の書換

交付手数料

医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業又は医療機器修理業の許可証の書換

交付手数料

医療機器又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

令第三十七条の十

第一項及び第五項の規定に基づく医療機器

又は体外診断用医薬品若しくは

再生医療等製品の製造販売業又は医療機器修理業の許可証の書換

医療機器、体外診断用医薬品、医薬部外品又は化粧品

の製造販売業

（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）

又又は製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）の許可証の書換

交付手数料

医薬品、医薬部外品又は化粧品

の製造販売業

（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）

又又は製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）の許可証の再交付

手数料

医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業又は医療機器修理業の許可証の書換

交付手数料

医療機器又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

令第三十七条の十

第一項及び第五項の規定に基づく医療機器

又は体外診断用医薬品若しくは

再生医療等製品の製造販売業又は医療機器修理業の許可証の書換

交付手数料

医療機器又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

二千四百円

書換え

申請の

とき。

書換え

申請の

とき。

書換え

申請の

とき。

書換え

申請の

とき。

書換え

申請の

とき。

書換え

申請の

とき。

書換え

申請の

とき。

書換え

申請の

とき。

書換え

再生医療等製品の製造販売業又は医療機器修理業の許可証の書換え交付

令第三十七条の十

第一項及び第五項の規定に基づく医療機器

又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

令第三十七条の十

第一項及び第五項の規定に基づく医療機器

又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

令第三十七条の十

第一項及び第五項の規定に基づく医療機器

又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

令第三十七条の十

第一項及び第五項の規定に基づく医療機器

又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業又は医療機器修理業の許可証の再交付

手数料

医療機器又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

令第三十七条の十

第一項及び第五項の規定に基づく医療機器

又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

令第三十七条の十

第一項及び第五項の規定に基づく医療機器

又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

令第三十七条の十

第一項及び第五項の規定に基づく医療機器

又は体外診断用医薬品

の製造所の登録

の再交付

手数料

令第三十七条の十

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

三千四百円

再交付

申請の

とき。

再交付

申請の

とき。

再交付

申請の

とき。

再交付

申請の

とき。

再交付

申請の

とき。

再交付

申請の

とき。

再交付

申請の

とき。

再交付

申請の

とき。

再交付

薬品の製造所の登録 証の再交付	高度管理医療機器等販 売業若しくは貸与業又 は再生医療等製品販売 業の許可証の書換交付 手数料	二千四百円	書換え 交付申 請のと き。
よ 令第四十六条第一 項及び第二項の規定 に基づく高度管理医 療機器等の販売業若 しくは貸与業又は再 生医療等製品の販売 業の許可証の再交付 手数料	高度管理医療機器等販 売業若しくは貸与業又 は再生医療等製品販売 業の許可証の再交付手 数料	三千四百円	再交付 申請の とき。

附則
(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、別表二十五の項
 中（「薬事法第十四条第六項」を「法第十四条第六項」に、「薬事法施行令」を
 「令」に、「薬事法第十四条第一項」を「法第十四条第一項」に、「同法」を「法」
 に、「1から6まで」を「1から4まで」に、「1から5までの」を「1から3まで
 の」に、「6に」を「4に」に改める部分を除く。）及びコ（「薬事法第十四条第六
 項」を「法第十四条第六項」に、「薬事法施行令」を「令」に、「薬事法第十四条第
 一項」を「法第十四条第一項」に、「同法」を「法」に改める部分を除く。）の改正
 規定並びに次項及び附則第三項の規定は、同月一日から施行する。
 （経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日から平成二十六年十一月二十四日まで
 の間におけるこの条例による改正後の東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の
 項中の規定の適用については、同項中

あるのは	2 一般医薬品製造業 の許可の区分に係る もの	5万四千五百円
	3 包装・表示・保管 医薬品製造業の許可 の区分に係るもの	3万二千六百円
	4 試験検査を製造所 以外の施設において 行う場合（他に委託 して行う場合を含 む。）における当該 施設に係るもの（以 下「外部試験検査機 関に係るもの」とい う。1から3までに 掲げる区分に係る申 請を伴わない場合に 限る。）	3万二千六百円
	2 一般医薬品製造業 の許可の区分に係る もの	5万四千五百円
	3 包装・表示・保管 もの	3万二千六百円

<p>医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>4 一般体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>5 包装・表示・保管体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>6 試験検査を製造所以外の施設において行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設に係るもの(以下「外部試験検査機関に係るもの」という。1から5までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)</p>	<p>医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>2 一般医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>3 包装・表示・保管医薬品製造業の許可</p>	<p>あるのは</p> <p>の区分に係るもの</p> <p>4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)</p> <p>2 一般医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>3 包装・表示・保管医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>4 一般体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>5 包装・表示・保管体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの</p> <p>6 外部試験検査機関に係るもの(1から5までに掲げる区分</p>	<p>二万八千百円</p> <p>一万三千百円</p> <p>三万二千六百円(4又は5に掲げる区分に係るものにあつては、一万三千百円)</p> <p>九万九千二百円</p> <p>一品目につき二十円を加えて得た金額</p> <p>五万七千九百円</p> <p>一品目につき三百</p>	<p>と</p>	<p>と</p>
---	--	--	--	----------	----------

に係る申請を伴わない場合に限り、三万八千三百円)に一品目につき三百四十円を加えて得た金額

する。

3 この条例の施行の際、現になされているこの条例による改正前の東京都福祉保健局関係手数料条例(以下「旧条例」という。)別表に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前にされた薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)第一条の規定による改正前の薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第十四条の承認の申請であつて、この条例の施行の際、当該承認をすることがどうかの処分がされていないものに係る旧条例別表二十五の項中(一般体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの及び包装・表示・保管体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの並びにこれらの区分に係る外部試験検査機関に係るものに限る。)及びこの規定の適用については、なお従前の例による。

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百一十一号

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の

確保等に関する法律」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十二号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

(目的)

第二条 この設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(用語の意義)

第三条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(設備運営基準の向上)

第四条 知事は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、東京都子供・子育て会議の意見を聴いた上で、設備運営基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に当該幼保連携型認定こども園

も園の設備及び運営を向上させなければならない。

3 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼児連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、当該幼児連携型認定こども園の設備又は運営を低下させてはならない。

(学級の編制の基準)

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 学級の編制は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める基準を満たさなければならない。

(職員の配置の基準)

第六条 幼児連携型認定こども園の職員の配置は、規則で定める基準を満たさなければならない。

2 幼児連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十九条第五項の規定により、調理業務の全部を委託する幼児連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

3 幼児連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

(園舎及び園庭)

第七条 幼児連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上に設けることができる。

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

5 園舎及び園庭の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供については、第十九条第五項に規定する方法により行う幼児連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼児連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼児連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

5 第一項第二号から第四号までに掲げる設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

6 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場
 四 園児清浄用設備

五 図書室
 六 会議室

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下回ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、当該地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

3 幼保連携型認定こども園における開園日数及び開園時間は、規則で定める基準によるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要

請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

(揭示)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(履修困難な教育内容の指導)

第十三条 園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容は、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、園児の人格に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、当該幼保連携型認定こども園の運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、当該幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第十五条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽^{けんさん}に励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(園児への平等取扱原則)

第十六条 幼保連携型認定こども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十七条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な

影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十八条 園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に關し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(食事)

第十九条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第二十五条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

5 第一項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事を当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。

(秘密保持等)

第二十条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十一条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育(満三歳未満の園児

については、その行った保育。以下同じ。)並びに子育ての支援に關する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、東京都又は特別区若しくは市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第二十二条 幼保連携型認定こども園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(保護者との連絡)

第二十三条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとるとともに、教育及び保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第二十四条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、法第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第二十五条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、この限りでない。

(一般的基準)

第二十六条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導、保健衛生、安全及び管理に関し、適切なものでなければならない。

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 公布日から平成二十七年三月三十一日までの間は、第一条中「東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)」とあるのは「東京都の区域」とする。

3 みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第七十条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七十条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。)の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舩添 要 一

●東京都条例第二百二十三号

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和四十七年東京都条例第一百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「気管支ぜん息」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 慢性気管支炎

二 気管支ぜん息

三 ぜん息性気管支炎

四 肺気しゅ

第二条第二項を削る。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 十八歳未満の者(十八歳の誕生日から同日の属する月の末日までの期間にある者を含む。)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前になされたこの条例による改正前の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条の規定による申請に対する認定については、この条例による改正後の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第二条及び第三条の規定は適用せず、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前になされた旧条例第六条第一項の規定による更新の申請(附則第六項に該当する者からの更新の申請を除く。以下「旧条例による更新の申請」という。)のうち、更新を受けようとする有効期間が施行日前に開始するものに対する認定の有効期

間の更新については、新条例第二条及び第三条の規定は適用せず、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。

4 旧条例による更新の申請のうち、更新を受けようとする有効期間が施行日以後に開始するものについては、新条例第六条第一項の規定によつてなされたものとみなす。

5 前項の規定による申請を行った者に対する新条例第六条第二項の規定による認定の有効期間の更新、新条例第七条第一項の規定による医療券及び通知書の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、施行日前においても行うことができる。

6 この条例の施行の際、現に旧条例第二条第一項に規定する気管支ぜん息及びその続発症により医療費の助成に係る認定を受けている者（附則第二項の規定により認定を受けた者を含む。）のうち、施行日の前日において満十八歳以上のものに対する医療費の助成については、当該者が施行日前から継続して助成を受ける間は、新条例第二条及び第三条の規定は適用せず、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成三十年四月一日以後の医療に関する給付に係る新条例第八条第一項の規定の適用については、同項中「生活療養標準負担額」とあるのは、「生活療養標準負担額及び規則で定める自己負担額」とする。

7 この条例の施行の際、現に旧条例第二条第一項に規定する気管支ぜん息及びその続発症により医療費の助成に係る認定を受け、その有効期間内にある者（附則第二項の規定により認定を受けた者及び附則第三項の規定により認定の有効期間の更新を受けた者を含む。）のうち、施行日の前日において満十八歳に達しないものであって、当該有効期間内に満十八歳に達するものに対する医療費の助成については、当該有効期間の満了日までとする。

東京都食品安全条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十四号

東京都食品安全条例の一部を改正する条例

東京都食品安全条例（平成十六年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

東京都薬事審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百五号

東京都薬事審議会条例の一部を改正する条例

東京都薬事審議会条例（昭和三十六年東京都条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に改める。

第二条第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2 知事及び東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用の防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。

第十五条の見出しを「（立入調査等）」に改め、同条第一項中「又は関係者」を「、関係者」に、「若しくは」を「又は」に、「の提出を求める」を「を収去させる」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「立入調査」を「立入調査等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「職員は、規則」を「場合は、第一項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、東京都公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める警察職員をして、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入って、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

第十六条に次の一項を加える。

4 公安委員会は、警察職員が第十四条第五号の行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

第十八条を次のように改める。

（緊急時における指定の特例）

第十八条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物の濫用により都民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、緊急を要し、あらかじめ第十九条第一項に規定する東京都薬物情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、第十二条第二項の手続を経ないで、同条第一項の規定による指定（次項及び第十九条第二項第二号において単に「指定」という。）をすることができる。

2 知事は、前項の場合における指定を行ったときは、速やかに、その旨を第十九条第一項に規定する東京都薬物情報評価委員会に報告するものとする。
第三章第十八条の次に次の一条を加える。

（公安委員会の要請）

第十八条の二 公安委員会は、第二条第七号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置を執るべきことを要請することができる。

第十九条第二項第二号中「前条第一項の規定による勧告」を「第十八条第一項の場合における指定」に改める。

第二十三条中「第十五条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「立入調査」の下に「若しくは同条第一項の規定による収去」を加え、「又は忌避した者及び同項」を「若しくは忌避し、又はこれら」に、「陳述をし、又は知事指定薬物等の提出の要求に応じなかつた」を「陳述をした」に改める。

第二十四条中「前三条」を「前四条」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第二条第六号の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第二百二十七号

薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例の一部を改正する条例

薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例（昭和五十三年東京都条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十八号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表十三の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項イからトまでの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項チ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に、「動物用高度管理医療機器等販売業又は賃貸業許可申請手数料」を「動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料」に改め、同項リ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に、「動物用高度管理医療機器等販売業又は賃貸業許可更新申請手数料」を「動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料」に改め、同項中ヨをツとし、カをソとし、同項ワ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「の販売業又は賃貸業」を「の販売業又は貸与業」に、「動物用高度管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可証の再交付手数料」を「動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証の再交付手数料」に改め、同項中ヲをタとし、タの次に次のように加える。

レ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十六条第一項及び第二項	動物用再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料	三千四百円	再交付申請のとき。
---	-------------------------	-------	-----------

の規定に基づく動物用再生医療等製品の販売業の許可証の再交付

別表十三の項ヲ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項中ヲをヨとし、同項ル中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「の販売業又は賃貸業」を「の販売業又は貸与業」に、「動物用高度管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可証の書換交付手数料」を「動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証の書換交付手数料」に改め、同項中ルをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十五条の規定に基づく動物用再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	動物用再生医療等製品販売業許可証の書換交付手数料	二千四百円	書換え交付申請のとき。
--	--------------------------	-------	-------------

別表十三の項ヌ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項中ヌをヲとし、リの次に次のように加える。

ヌ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第一項の規定に基づく動物用再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	三万四千円	許可申請のとき。
---	----------------------	-------	----------

ル 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第四項の規定に基づく動物用再生医療等製品の販売の許可の更新の申請に対する審査	動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	一万二千四百円	更新申請のとき。
---	------------------------	---------	----------

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則

都道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十九号

都道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

都道における道路標識の寸法に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十八号）の一部を次のように改正する。

別表案内標識の項中

「サービス・エリアの予告」を「サービス・エリア、道の駅の予告」に、

「(116-A)」を「(116の2-A)」に、

「サービス・エリアの予告」を「サービス・エリア、道の駅の予告」に、

「(116-B)」を「(116の2-B)」に、

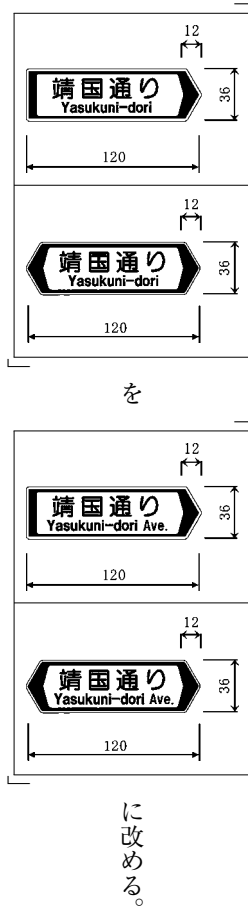
「(116の2-A)」を「(116の3-A)」に、

「(116の2-B)」を「(116の3-B)」に、

「(116の2)」を「(116の4)」に、

「(116の3)」を「(116の5)」に、

「(116の4)」を「(116の6)」に、



この条例は、公布の日から施行する。

附 則

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百十号

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例（平成九年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第六号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改め、「第八条まで」の下に「（第七条第一項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供

の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三百三十一号

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への

場所の提供の規制に関する条例の一部を改正する条例

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例(平成十二年東京都条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に、「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価
本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

